

# 永栄皆伴

## 農業用水水源確保と下稲吉地区雨排水路整備を！

### 協定に基づく一之瀬川鶴沼水門管理・菱木川水源の角来井戸復活！

霞ヶ浦地区の農業後継者の育成には、**①農業用水の確保**、**②中間管理機構を活用した農地の集積**、**③1町歩圃場の整備**が求められています。地権者と耕作者が協力し、多面的機能支払交付金（保全会）等公等交付金を活用しながら圃場を整備していく予定です。

農業用水の確保は、一ノ瀬川、菱木川、霞ヶ浦用水の基幹用水にかかっています。

角来池  
鶴沼  
一ノ瀬川  
菱木川

（昭和二十二年米軍撮影航空写真）左上に菱木川の水源地の角来池、下に一之瀬川水源の鶴沼！

### 行・角来池の八割を埋めて、菱木川の水源地を

池が千代田村行政により西側八割が埋め立てられました。一町歩の角来池を水源の菱木川は天神、金川、飯岡をはじめとした志土庫地区流域の水田経営を支えてきました。角来池の埋め立てが与える農業用水の枯渇は容易に想定されませんでした。下流域の菱木川水源の保証は行政にあります。残された二割相当の角来池の東に旧深井戸のなごりがあります。行政による深井戸の復活を求めます。

「下稲吉東小学校の整備に埋め立てが昭和50年代前半に行われていました。埋め立て前における角来池の面積につきましては、下稲吉 2400番、5214m<sup>2</sup>と同じく2401番、5546m<sup>2</sup>ありましたが、小学校整備後及び平成元年ごろに護岸工事が行われ現在の形となっています。茨城県農業用ため池施設台帳によりますと、貯水面積2800m<sup>2</sup>で、受益面積6万m<sup>2</sup>です。」

### 「一般質問答弁」

### 「角来池は下流菱木川の水源地も対策として協力します」

整備前は、角来地区の水田等への用水として活用されていましたが、市街地整備が進み、ため池としての機能を保持しつつ整備が行われ、角来池の貯水能力では農業用水の十分な確保が難しいことが想定、地元水利組合において角来公民館敷地内に共同で井戸を掘り、パイプラインを整備し、稲作栽培等が行われてきました。水田耕作面積及び組合員数が減少し、組合員からの賦課金等では組合を維持運営が厳しく各農家が独自で井戸を掘るなど水源確保をした上で組合井戸を廃止し、平成24年に水利組合も休止しております。

現状の角来池につきましては、角来地区の管理する農業用ため池として位置づけられ

も地元水利組合による用水施設としては、現在及び今後活用はないと考えられます。しかし、角来池の下流部には菱木川があり、その沿岸には霞ヶ浦土地改良区の水田が広がっており、水は上から下へ流れるものでありますので、埋め立て整備や市街地進行以前に田植え時期にすぎまは雨水等自然流水や角来地区水田への用水、落ち水などが菱木川へ流入し、その水を下流部で利用してきたものと推察されます。

議員「指摘の角来池貯留水の活用につきましては、現状、非常に水量が少なく、また地元管理者との協議及び期待されている調整池としての役割など、水田への活用は難しい状況です。今後も、自然水による水量の増量は期待できず、用水確保の一つの案として井戸の増設等が考えられるます。」

地元土地改良区の考えを尊重した上で、対策に当たっては、市といたしましても協力はしてまいります。」

設置健夫一般質問  
平成29年2月公共下水道雨水計画（逆西）見直し調査業務報告書」が提出されています。

### 行政関係機関による鶴沼の農業用水管理について

鶴沼農業用水に関わる流入排水、雨水排水の昭和61年同意書及び覚書  
土浦市長への出島村長（出島土地改良区理事）の同意書  
「土浦市が行う神立、菅谷間に伴う流末排水について」  
昭和61年7月11日  
一、当水路に流している家庭排水は、公共下水道に早期に流すよう水道に雨水排水のみとする。  
二、水路の清掃を、市又は地域住民の手で定期的に行う。  
三、排水路にゴミ流入防止用スクリーンを数カ所設置する。  
神立・菅谷排水路整備事業に伴う雨水排水に関する覚書  
昭和61年7月11日  
甲 一ノ瀬上流土地改良区理事長  
乙 土浦市長  
甲 一ノ瀬土地改良区理事長  
乙 土浦市長

第一条 乙はこの事業の実施によって生じる雨水排水等の流末処理に対する甲の立場を尊重し、甲はこの事業の趣旨を理解し、甲乙強調して事業の推進を図る。  
第二条 事業によって生じる水質の問題について、乙は流域を対象として公共下水道事業を積極的に推進するほか、簡易浄化槽等の浄化処理施設の設置を周知徹底する、定期的な清掃を励行させ水質の改善に努める。  
第三条 この事業により一ノ瀬上流土地改良区に影響の事態が発生した場合、発生が見込まれる場合は、その都度協議して解決を図るものとする。  
第四条 甲乙は誠意をもってこの覚書を順守するものとし、この覚書に定めない事項又は覚書の履行に関し疑義を生じたときは互いに誠意をもって協議決定するものとする。

設置一般質問29/6  
都市計画と農業用水の一体性に関わる、一ノ瀬川の濁水冠水対策について  
答弁 環境経済部長  
鶴沼農業用水の行政・改良区の協議を「一ノ瀬川の濁水、冠水対策について、鶴沼農業用水水門及び第3機場の管理等について一ノ瀬川の濁水、冠水対策の土浦市、当市、改良区等の協議体の設置を求めます。」

また、冠水対策につきましては、現在、土浦市で進められている雨排水路（鶴沼南調整池含む）整備につきまして、流末となる一ノ瀬川の流下能力を勘案しての計画であることから、今後におきましても冠水等被害状況などを注視しながら、必要に応じ土浦市と協議を図ってまいりたいと考えております。

また、冠水対策につきましては、現在、土浦市で進められている雨排水路（鶴沼南調整池含む）整備につきまして、流末となる一ノ瀬川の流下能力を勘案しての計画であることから、今後におきましても冠水等被害状況などを注視しながら、必要に応じ土浦市と協議を図ってまいりたいと考えております。

また、冠水対策につきましては、現在、土浦市で進められている雨排水路（鶴沼南調整池含む）整備につきまして、流末となる一ノ瀬川の流下能力を勘案しての計画であることから、今後におきましても冠水等被害状況などを注視しながら、必要に応じ土浦市と協議を図ってまいりたいと考えております。